**ＦＡＸ送信先　０４８（８３０）４８５４**

**埼玉県産業労働部人材活躍支援課　シニア・外国人活躍支援担当**

**TEL：048(830)4539　　E-mail：a4540-02@pref.saitama.lg.jp**

**今すぐやってみましょう！「シニア活躍推進宣言企業」認定に関するチェックリスト**

認定を希望する場合はチェックリストにご記入の上、ＦＡＸまたは電子メールでご送付ください。

　○以下の７つの大項目のうち、３つ以上に該当（取組済でなくても、取り組む予定があれば可）すれば、認定される可能性があります。

　○県職員等が訪問し、詳細を説明の上、申込書作成をお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

※ここでは、シニアとは６５歳以上の人です。

☆該当の場合は☑

**大項目１　シニアの定年や継続雇用の制度を見直す 【以下の１項目でも取組済又は取組予定である】**

該当の

場合は☑

　　□　定年・継続雇用の年齢を延長（６６歳以上）、定年を廃止する

　　□　継続雇用や賃金の基準を明確化する

**大項目２　シニアの雇用、働く場所・機会を増やす 【以下の１項目でも取組済又は取組予定である】**

　　□　シニア向けの仕事を新たに作る（無資格・未経験等でも可能な業務を切り出してシニアが従事する　など）

　　□　シニア限定の求人募集により新たにシニアを雇用する

　　□　シニアの働きやすい事業分野へ進出する（シニアが継続就労することが可能となる新たな事業を展開する）

**大項目３　シニアが安心して働ける環境を整える 【以下の１項目でも取組済又は取組予定である】**

　　□　シニアの特性に配慮した勤務形態を導入する（シニアを対象とした短時間勤務制度の導入　など）

　　□　シニアの特性に配慮したシフトの導入、部署配置を行う（負担の少ない勤務シフトの実施　など）

　　□　シニアの負担を軽減する機械設備の導入・改善、作業方法の改善等を行う

**大項目４　シニアの技術・経験を生かす 【以下の１項目でも取組済又は取組予定である】**

　　□　技能・知識を継承する仕組を構築する（技能伝承計画の策定、シニアと若年者が組む「ペア就労」　など）

　□　シニアの経験を生かす仕組を構築する（豊富な経験等を有するシニア向けの専門職、特別手当の導入　など）

**大項目５　シニアの能力を伸ばす 【以下の１項目でも取組済又は取組予定である】**

　□　シニア向けの研修を行う（シニア向けの新技術に関する研修、シニア向けのパソコン研修の実施　など）

□　シニアの資格取得をサポートする（資格取得費用の一部企業負担、資格取得の勧奨　など）

　□　シニアの能力を評価する（シニア向けの評価制度の構築　など）

**大項目６　福利厚生を充実する 【以下の１項目でも取組済又は取組予定である】**

　　□　シニアの健康管理に配慮する（法定以外の健康診断受診の勧奨、血圧計の設置など手軽な健康チェックなど）

　　□　シニアのライフステージに合わせた休暇制度の導入や年休取得を勧奨する（孫の出生時休暇の導入　など）

　□　シニアの意欲を向上する取組を導入する（シニア向けの永年勤続表彰、永年勤続休暇の導入　など）

　□　シニアの新たな活動を促進する取組を行う（シニア向けのボランティア休暇の導入　など）

　□　定年間近の社員向けライフプランセミナーを実施する

**大項目７　シニアの活躍推進の取組を情報発信する**（自社のHP、会社案内に宣言企業である旨を掲載　など）

|  |  |
| --- | --- |
| 貴　社　名 |  |
| 所　在　地 |  |
| ご担当者名 | （お名前）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所属・職名等） |
| 電　　　話 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ご協力ありがとうございました。